

○海洋汚染等防止法検査心得

改正後	現行	備考
<p>II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 新旧対照表</p> <p>第2章 検査</p> <p>第1節 通則</p> <p>(略)</p> <p>(検査の引継ぎ又は委嘱)</p> <p>3.1(a) 地方運輸局長から他の地方運輸局長に検査の引継ぎを行う場合は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(b)～(d) (略)</p> <p>3.2(a) (略)</p> <p>(b) 地方運輸局長から他の地方運輸局長に検査の委嘱を行う場合は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 地方運輸局長は、検査申請者が検査の委嘱を受けようとするときは、別紙様式の委嘱検査申請書を提出させること。</p> <p>甲運輸局長殿</p> <p>委嘱検査申請書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては (削る) その代表者の氏名</p> <p>貴局において○○検査受検中の下記船舶(物件)の一部について、○○○<u>○○長(地方運輸局長等の組織名を記入)の委嘱検査を受けたいので海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。</u></p>	<p>II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 新旧対照表</p> <p>第2章 検査</p> <p>第1節 通則</p> <p>(略)</p> <p>(検査の引継ぎ又は委嘱)</p> <p>3.1(a) 地方運輸局長(運輸監理部長、運輸支局長、海事事務所長、沖繩総合事務所長又は海運事務所長を含む。以下同じ。)から他の地方運輸局長に検査の引継ぎを行う場合は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(b)～(d) (略)</p> <p>3.2(a) (略)</p> <p>(b) 地方運輸局長から他の地方運輸局長に検査の委嘱を行う場合は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 地方運輸局長は、検査申請者が物件の一部に係る検査の委嘱を受けようとするときは、別紙様式の委嘱検査申請書正副各1通を提出させること。</p> <p>甲運輸局長殿</p> <p>委嘱検査申請書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては 印 その代表者の氏名</p> <p>貴局において○○検査受検中の物件の一部について、○○○<u>運輸局長の委嘱検査を受けたいので海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。</u></p>	<p>「地方運輸局長」は既に検査規則第3条に定義済み。</p> <p>業務効率化 委嘱検査申請書を1通とする。</p> <p>元号修正</p> <p>署名押印の廃止</p> <p>平成29年度首席会議で提案された委嘱検査の事務処理の合理化反映</p>

改正後

現行

備考

船種、船名及び船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号(物件の名称及び製造番号等)	委嘱検査を受けようとする時期	
委嘱検査を受けようとする物件の一部の名称及び数	委嘱検査を受けようとする受検地の名称及び所在地	
委嘱検査の内容		
委嘱検査を受けようとする理由		
備考		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
(削る)

(2) 委嘱検査申請書の提出を受けた地方運輸局長(以下本項において「甲運輸局長」という。)は、当該検査の委嘱についてやむを得ない理由があると認められるときは、当該委嘱検査申請書の写しに委嘱検査に必要な図面等の書類(以下本項において「必要書類」という。)を添付して委嘱検査

物件の名称及び製造番号	委嘱検査を受けようとする物件の一部の名称及び数	
委嘱検査の内容	委嘱検査を受けようとする時期	
委嘱検査を受けようとする事業場の名称及び所在地	委嘱検査を受けようとする理由	
乙運輸局長殿		受付番号 文書番号 甲運輸局長 印
平成 年 月 日		
上記のとおり検査を委嘱する。		
甲運輸局長殿		受付番号 文書番号 乙運輸局長 印
平成 年 月 日		
委嘱検査の結果は、次のとおりである。		

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
2 委嘱検査の結果には、臨時回数も付記すること。

同上

(2) 委嘱検査申請書の提出を受けた地方運輸局長(以下本項において「甲運輸局長」という。)は、当該検査の委嘱についてやむを得ない理由があると認められるときは、当該委嘱検査申請書正副各 1 通に所要事項を記載の上、これに委嘱検査に必要な図面等の書類(以下本項において「必要書類

業務効率化

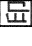

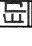
改正後	現行	備考																								
<p>査を行う地方運輸局長（以下本項において「乙運輸局長」という。）にメール等にて送付すること。 （削る）</p> <p>(3) 乙運輸局長は、委嘱検査を行った後、船舶検査等情報管理システムの検査の記録に当該検査の結果を記入すること（予備検査の一部を委嘱する場合を除く。）。加えて、試験又は検査成績書等を添付して、臨検回数をメール等を用いて甲運輸局長等に連絡すること。</p> <p>この場合において、乙運輸局長は、当該委嘱検査を行った物件の一部の適当な箇所に33.1(b)の略符を付すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第5章 雑則 (略) (報告等)</p> <p>44.1(a) 地方運輸局長及び日本の領事官に対して報告する場合には、別紙様式の事故等報告書を提出させること。</p>	<p>類」という。）を添付して委嘱検査を行う地方運輸局長（以下本項において「乙運輸局長」という。）に送付すること。</p> <p>この場合において、当該委嘱検査申請書の副本（乙運輸局長において保管）に限り、甲運輸局長の公印を押印すること。</p> <p>(3) 乙運輸局長は、委嘱検査を行った後、当該委嘱検査申請書の正本に所要事項を記載の上、これに必要書類を添付して甲運輸局長に送付すること。</p> <p>この場合において、乙運輸局長は、当該委嘱検査を行った物件の一部の適当な箇所に33.1(b)の略符を付すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第5章 雑則 (略) (報告等)</p> <p>44.1(a) 地方運輸局長及び日本の領事官に対して報告する場合には、別紙様式の事故等報告書を提出させること。</p>	<p>業務効率化</p> <p>業務効率化</p> <p>業務効率化</p>																								
<p>事故等報告書様式</p> <p>殿</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>船長又は船舶所有者の 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名</p> <p>印</p>	<p>事故等報告書様式</p> <p>殿</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>船長又は船舶所有者の 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名</p> <p>印</p>	<p>元号修正</p> <p>署名押印の廃止</p>																								
<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)	(略)																							

改正後		現行		備考
事故発生（又は欠陥発見）の日時及び場所	平成 年 月 日 時 分	事故発生（又は欠陥発見）の日時及び場所	平成 年 月 日 時 分	元号修正
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(注) 1・2 (略)		(注) 1・2 (略)		
(b)～(d) (略)		(b)～(d) (略)		
(略)		(略)		
II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則		II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則		
附属書 [3] 窒素酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験等のための原動機に係る承認について		附属書 [3] 窒素酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験等のための原動機に係る承認について		
【様式集】・【記入例】		【様式集】・【記入例】		
第1号様式 (略)		第1号様式 (略)		
氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		署名押印の廃止
(削る)		(削る)		
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。		(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。		
(削る)		2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。		署名押印の廃止
第2号様式 (略)		第2号様式 (略)		
氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		署名押印の廃止
(削る)		(削る)		

改正後	現行	備考
<p>(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 (削る)</p> <p>III 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則</p> <p>第3章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定 (略)</p> <p>28.3(a) 検認は、整備規程の認可を受けた者の社内規程により検認をする者として定められた者が行い、検認を行った者は、当該整備規程に検認した年月日を記載し、かつ、<u>記名すること</u>。</p> <p>洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得 附属書〔2〕 硫酸酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等 のための船舶における燃料油の使用に係る承認について (略)</p> <p>【様式集】・【記入例】</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 (削る)</p> <p>(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 (削る)</p> <p>第2号様式 (略)</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 (削る)</p> <p>(略)</p>	<p>(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 (略)</p> <p>III 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則</p> <p>第3章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定 (略)</p> <p>28.3(a) 検認は、整備規程の認可を受けた者の社内規程により検認をする者として定められた者が行い、検認を行った者は、当該整備規程に検認した年月日を記載し、かつ、<u>記名押印すること</u>。</p> <p>洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得 附属書〔2〕 硫酸酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等 のための船舶における燃料油の使用に係る承認について (略)</p> <p>【様式集】・【記入例】</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 印</p> <p>(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 第2号様式 (略)</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 印</p> <p>(略)</p>	<p>署名押印の廃止</p> <p>押印省略</p> <p>署名押印の廃止</p> <p>署名押印の廃止</p> <p>署名押印の廃止</p>

改正後	現行	備考
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 (削る)	(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。	署名押印の廃止
(適用日) 令和3年1月1日		

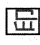


○原動機の放出量確認等業務要領 新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>IV 事務取扱要領関係 8章 放出量確認、原動機取扱取引書承認及びEIAPP 証書交付等受付・処理簿の記載(証書交付時) 原動機製作者等の申請者に、EIAPP 証書を交付する場合及び承認した原動機取扱取引書を返却する場合は、第5号様式「受付・処理簿」の代表機等、証書交付日、証書交付番号、原動機取扱取引書承認日、原動機取扱取引書承認番号、証書等手続きの種類、受領年月日の該当事項を記載した上で、<u>原動機製作者等の申請者に押印、署名又は記名させること。</u> (略)</p>	<p>IV 事務取扱要領関係 8章 放出量確認、原動機取扱取引書承認及びEIAPP 証書交付等受付・処理簿の記載(証書交付時) 原動機製作者等の申請者に、EIAPP 証書を交付する場合及び承認した原動機取扱取引書を返却する場合は、第5号様式「受付・処理簿」の代表機等、証書交付日、証書交付番号、原動機取扱取引書承認日、原動機取扱取引書承認番号、証書等手続きの種類、受領年月日の該当事項を記載した上で、<u>原動機製作者等の申請者の受領印を押印させること。</u> (略)</p>	<p>署名押印の廃止</p>
<p>様式</p>	<p>様式</p>	
<p>第1号様式 (略) (略) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (削る)</p>	<p>第1号様式 (略) (略) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 </p>	<p>署名押印の廃止</p>
<p>第2号様式 (略)</p>	<p>第2号様式 (略)</p>	
<p>第3号様式 (略) (略) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (削る) (注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 (削る)</p>	<p>第3号様式 (略) (略) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  (注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p>	<p>署名押印の廃止 署名押印の廃止</p>
<p>第4号様式 (略) (削る) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (削る)</p>	<p>第4号様式 (略) (削る) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 </p>	<p>署名押印の廃止</p>

改正後	現行	備考
<p>氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (削る)</p> <p>(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 (削る)</p> <p>第一号の五様式 (検査規則第一条の十四関係) (略)</p> <p>氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (削る)</p> <p>(注) 1・2 (略) (削る)</p> <p>(適用日) 令和3年1月1日</p>	<p>氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (印)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 第一号の五様式 (検査規則第一条の十四関係) (略)</p> <p>氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (印)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1・2 (略) 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p>	<p>署名押印の廃止</p> <p>署名押印の廃止</p> <p>署名押印の廃止</p> <p>署名押印の廃止</p>

○硫酸酸化物放出低減装置の低減量確認等業務要領 新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>III 事務取扱要領関係</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受付・処理簿</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 願い出た者に、硫酸酸化物放出低減装置承認証を交付する場合は、低減量受付・処理簿の該当事項を記載した上で、押印、署名又は記名させること。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>様式</p> <p>第1号様式</p> <p>(略)</p> <p>(削る) 殿</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名</p> <p>(削る)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第2号様式</p> <p>(略)</p> <p>(削る) 殿</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名</p> <p>(削る)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p>	<p>III 事務取扱要領関係</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受付・処理簿</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 願い出た者に、硫酸酸化物放出低減装置承認証を交付する場合は、低減量受付・処理簿の該当事項を記載した上で、受領印を押印させること。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>様式</p> <p>第1号様式</p> <p>(略)</p> <p>(管海官庁の長) 殿</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名</p> <p>印</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p> <p>3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p> <p>第2号様式</p> <p>(略)</p> <p>(管海官庁の長) 殿</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名</p> <p>印</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p>	<p>署名押印の廃止</p> <p>他の様式との平仄 揃え</p> <p>署名押印の廃止</p> <p>署名押印の廃止</p>
<p>第2号様式</p> <p>(略)</p> <p>(削る) 殿</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名</p> <p>(削る)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p>	<p>第2号様式</p> <p>(略)</p> <p>(管海官庁の長) 殿</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名</p> <p>印</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p>	<p>署名押印の廃止</p> <p>他の様式との平仄 揃え</p> <p>署名押印の廃止</p>

改正後	現行	備考
<p>(削る)</p> <p>第3号様式 (略) (削る)</p> <p>殿</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 (削る)</p> <p>(注) 1・2 (略) (削る)</p>	<p>3 氏名を記載し、押印することにより代えて、署名することができる。</p> <p>第3号様式 (略) (管海官庁の長) 殿</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 </p> <p>(略) (注) 1・2 (略)</p> <p>3 氏名を記載し、押印することにより代えて、署名することができる。</p> <p>第4号様式 (略) (管海官庁の長) 殿</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 </p> <p>(略) (注) 1・2 (略)</p> <p>3 氏名を記載し、押印することにより代えて、署名することができる。</p> <p>第5号様式 (略) (管海官庁の長) 殿</p> <p>氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 </p>	<p>署名押印の廃止</p> <p>他の様式との平仄 揃え</p> <p>署名押印の廃止</p> <p>署名押印の廃止</p> <p>署名押印の廃止</p> <p>他の様式との平仄 揃え</p> <p>署名押印の廃止</p> <p>署名押印の廃止</p> <p>署名押印の廃止</p> <p>他の様式との平仄 揃え</p> <p>署名押印の廃止</p>

改正後	現行	備考																		
<p>(略)</p> <p>(注) 1・2 (略) (削る)</p> <p>第6号様式</p> <table border="1" data-bbox="416 1267 539 2085"> <tr> <td>~ (略) ~</td> <td>取扱者印</td> <td>受領年月日及 び確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第7号様式 (略)</p> <p>(適用日)</p> <p>令和3年1月1日</p>	~ (略) ~	取扱者印	受領年月日及 び確認							<p>(略)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p> <p>3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p> <p>第6号様式</p> <table border="1" data-bbox="416 427 539 1238"> <tr> <td>~ (略) ~</td> <td>受領印</td> <td>受領年月日及 び受領印</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第7号様式 (略)</p>	~ (略) ~	受領印	受領年月日及 び受領印							<p>署名押印の廃止</p> <p>署名押印の廃止</p>
~ (略) ~	取扱者印	受領年月日及 び確認																		
~ (略) ~	受領印	受領年月日及 び受領印																		

〇 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領 新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>IV 事務取扱要領関係 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) 第1部 二酸化炭素放出抑制航行手引書承認等 0章 帳簿 1章 申請書の受付 9章 手引書承認、指標確認及び IEE 証書交付等受付・処理簿の記載(証書交付時) 申請者に、IEE 証書を交付する場合及び承認した二酸化炭素放出抑制航行</p>	<p>IV 事務取扱要領関係 [目次] 第1部 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等 0章 帳簿 1章 申請書の受付 2章 手引書承認、指標確認及び IEE 証書交付等受付・処理簿の記載(申請書受付時) 3章 手引書承認及び指標確認 4章 IEE 証書の記載 5章 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認時の記載 6章 燃料油消費実績収集方法等確認書の記載 7章 海洋汚染等防止検査手帳への記載 8章 IEE 証書の返納 9章 手引書承認、指標確認及び IEE 証書交付等受付・処理簿の記載(証書交付時) 10章 関係書類及び受付・処理簿の保存 第2部 燃料油消費実績報告書の確認 0章 帳簿 1章 報告書の受理又は申請書の受付 2章 報告書受付・処理簿の記載(申請書受付時) 3章 燃料油消費実績報告書履行確認書の記載 4章 燃料油消費実績報告書履行確認書の返納 5章 報告書受付・処理簿の記載(確認書交付時) 6章 燃料油消費実績報告書履行確認書の交付の報告 7章 関係書類及び報告書受付・処理簿の保存 第1部 二酸化炭素放出抑制航行手引書承認等 0章~8章 (略) 9章 手引書承認、指標確認及び IEE 証書交付等受付・処理簿の記載(証書交付時) 申請者に、IEE 証書を交付する場合及び承認した二酸化炭素放出抑制航行</p>	<p>不要な目次の削除</p>

改正後	現行	備考
氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 (削る) (注) 1・2 (略) (削る) 第4号様式 (略)	氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 (略) (注) 1・2 (略) 3 氏名を記載し、押印することができる。 第4号様式 (略)	署名押印の廃止
氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 (削る) (注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 (削る) 第5号様式 (略) 第6号様式 (略)	氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 (略) (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2 氏名を記載し、押印することができる。 第5号様式 (略) 第6号様式 (略)	署名押印の廃止 署名押印の廃止
氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 (削る) (注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 (削る) 第5号様式 (略) 第6号様式 (略)	氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 (略) (注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2 氏名を記載し、押印することができる。 第5号様式 (略) 第6号様式 (略)	署名押印の廃止

(適用日)

令和3年1月1日